

札幌地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(帯広税務署長)

平成26年10月1日棄却・控訴

判 決

原告	甲
訴訟代理人弁護士	市川 守弘
補佐人税理士	秋田 勝利
被告	国
代表者法務大臣	馬場 みどり
処分行政庁	帯広税務署長 堀崎 政和
指定代理人	原 啓晋
同	新庄 正義
同	梶 昌宏
同	宮森 弘治
同	佐藤 誠一
同	阪本 智也
同	野口 一郎

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 帯広税務署長が平成24年5月10日付けで原告に対してした原告の平成21年分の所得税に係る更正処分を取り消す。
- 2 帯広税務署長が平成24年5月10日付けで原告に対してした原告の平成22年分所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、処分行政庁が平成21年分の所得税について更正処分(以下「21年更正処分」という。)を、平成22年分の所得税について更正すべき理由がない旨の通知処分(以下「22年通知処分」という。)をそれぞれ行ったことについて、21年更正処分における計算方法は、租税特別措置法25条2項等に違反して違法であり、21年更正処分が適法であることを前提とする22年通知処分も違法であるとして、21年更正処分及び22年通知処分の各取消を求めている。

- 1 関連法令の定め
 - (1) 所得税法

ア 22条

(ア) 1項

居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

(イ) 2項

総所得金額は、次節（各種所得の金額の計算）の規定により計算した次に掲げる金額の合計額（第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は第71条第1項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。（以下略）

イ 70条1項

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）において生じた純損失の金額（この項の規定により前年以前において控除されたもの及び第142条第2項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、当該純損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

ウ 120条1項

居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第2章第4節（所得控除）の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第87条第2項（所得控除の順序）の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第89条（税率）の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第123条第1項（確定損失申告）の規定による申告書を提出する場合を除き、第3期（その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。以下この節において同じ。）において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

(ア) 1号

その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに第2章第4節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額

(イ) 3号

第1号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第3章（税額の計算）の規定を適用して計算した所得税の額
（他略）

エ 155条

(ア) 1項

税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正をする場合には、その居住者の帳簿書類を調査し、その調査によりこれらの金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正を行うことを妨げない。

1号

その更正が不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額以外の各種所得の金額の計算又は第69条から第71条まで（損益通算及び損失の繰越控除）の規定の適用について誤りがあつたことのみを基とするものである場合

（他略）

（イ） 2項

税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第1号に規定する事由のみを基とするものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第28条第2項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

（2） 租税特別措置法25条

ア 1項

農業（中略）を営む個人が、昭和56年から平成29年までの各年において、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には80万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には50万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が1500頭以内であるときは、当該個人のその売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

（ア） 1号

家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却

当該個人が飼育した肉用牛

（イ） 2号

農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却

当該個人が飼育した生産後1年未満の肉用牛

イ 2項

前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第2編第2章から第4章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

（ア） 1号

その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用

牛の頭数の合計が1500頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に100分の5を乗じて計算した金額

(イ) 2号

その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第2編第2章第4節、第3章及び第4章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

ウ 6項

その年分の所得税について第2項の規定の適用を受ける場合における所得税法第120条第1項第3号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第3章（税額の計算）」とあるのは、「第3章（税額の計算）及び租税特別措置法第25条第2項（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）」とする。

(4) 国税通則法28条2項

更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

2号 その更正後の課税標準等及び税額等

(他略)

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

原告は、個人で農業を営んでいた者であるが、平成22年6月●日に株式会社Aを設立し、同年7月●日に個人事業を廃業した。

(2) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成6年から平成22年分まで所得税について青色申告の承認を受けていた。

イ 平成22年3月4日、原告は、処分行政庁に対し、平成21年分の所得税の確定申告書を提出した。

ウ 平成22年5月18日、原告は、処分行政庁に対し、平成21年分の所得税の修正申告書を提出した。

エ 平成23年3月14日、原告は、処分行政庁に対し、平成22年分の所得税について、確定申告書を提出した。

オ(ア) 平成24年1月23日、原告は、処分行政庁に対し、平成21年分の所得税について、平成21年分の所得税の修正申告書を提出した（以下「第2回修正申告」という。甲1）

(イ) また、同日、原告は、処分行政庁に対し、平成22年分の所得税について、更正請求書を提出した（以下「22年更正請求」という。甲2）

カ 平成24年5月10日、処分行政庁は、上記オの原告の第2回修正申告に対し、更正処分を行った（21年更正処分。甲3）。

(ア) 21年更正処分に係る更正通知書（以下「21年通知書」という。）には、概ね以下の記載がある。

a 「この処分の理由」欄記載の要旨

原告は、第2回修正申告において、平成19年において生じた純損失で平成20年以前において控除されていない金額519万2079円（以下「本件繰越損失額」という。）

のうち、平成21年において80万7041円を控除した後の残額438万5038円を、翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額として申告した。

しかし、原告の平成21年分の総所得金額は2934万5346円であると認められるので、本件繰越損失額の全額（519万2079円）は、平成21年分の総所得金額からその全額を控除することになる（所得税法70条1項、所得税法施行令201条）。

したがって、翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額はない。

b 別表

	更正前の額	更正後の額
所得金額（総所得）	（記載なし）	80万7041円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額	438万5038円	0円

（イ） また、同日、処分行政庁は、上記オの原告の22年更正請求に対し、その更正すべき理由がない旨の通知を行った（22年通知処分。甲4）。

キ 平成24年7月2日、原告は、21年更正処分及び22年通知処分を不服として、処分行政庁に対し、異議申立てを行った。

処分行政庁は、同年8月30日付けで、原告の上記異議申立てをいずれも棄却する旨の決定を行い、同年9月4日、異議決定書の謄本が原告に送達された（乙1）。

ク 平成24年9月27日、原告は、上記キの棄却決定について、国税不服審判所長に対し、審査請求を行った。

平成25年6月28日、国税不服審判所長は、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を行い、同年7月2日頃、裁決書の謄本が原告に送達された（甲7の1、7の2）。

ケ 平成25年10月28日、原告は、上記クの裁決を不服として、本件訴訟を提起し、21年更正処分及び22年通知処分の取消を求めた。

3 争点

(1) 21年更正処分の取消事由の存否

ア 翌期繰越損失額の計算違背—租税特別措置法25条2項違反等（争点1）

イ 理由附記の違法—所得税法155条2項本文違反（争点2）

ウ 国税通則法28条2項違反（争点3）

(2) 22年通知処分の取消事由の存否（争点4）

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（翌期繰越損失額の計算違背—租税特別措置法25条2項違反等）について（被告の主張）

ア 租税特別措置法25条2項（以下「25条2項」という。）は、課税標準となる総所得金額の計算の特例を定めるものではなく、所得税額の計算方法の特例を定めるものであるから、課税標準となる平成21年分の総所得金額（以下「21年総所得金額」という。）は、所得税法22条2項所定の総所得金額である（以下、所得税法22条2項所定の総所得金額を「22条課税標準所得額」という。）。

したがって、21年総所得金額は、所得税法70条1項による繰越損失控除前の総所得金額2934万5346円から、所得税法70条1項に基づき、前年からの繰越損失額519万2079円を控除した2415万3267円となり、翌年分以後に繰り越して差し引かれ

る損失額（以下「翌期繰越損失額」という。）は０円であるから、これと同旨の更正をした
２１年更正処分の内容には誤りはない。

イ ２１年通知書（甲３）の所得金額「計（総所得）・更正後の額」欄に、繰越損失控除前の、
２５条２項２号所定の計算上肉用牛に係る所得の金額がないものとみなして計算した場合
の総所得金額（以下「みなし総所得金額」という。）である８０万７０４１円を、誤って記
載したことは認めるが、２１年通知書の記載から、所得税法７０条１項の規定を正しく適用
した結果得られる、２２条課税標準所得額が繰越損失額控除後の２４１５万３２６７円にな
ることは計算上明らかである。

（原告の主張）

ア ２５条２項は、課税標準である総所得金額及び納付すべき所得税額の計算につき特例を定
める規定である。課税標準である総所得金額は、２５条２項２号に従って計算され、この過
程において、所得税法７０条１項に定める純損失の繰越控除が行われ、翌期繰越損失額もこ
の過程で計算される。

これを本件についてみると、みなし総所得金額の計算上、所得税法７０条１項に従い、前
年からの繰越損失額５１９万２０７９円から８０万７０４１円が控除されるから、翌期繰越
損失額は４３８万５０３８円となる。

したがって、みなし総所得金額の計算上、所得税法７０条１項に定める純損失の繰越控除
を行わずに、みなし総所得金額を８０万７０４１円、翌期繰越損失額を０円に更正した２１
年更正処分は、２５条２項に違反するものである。

イ また、処分行政庁は、審査請求意見書（甲６）において、みなし総所得金額は０円となる
ことを認めたにもかかわらず、２１年更正処分において、みなし総所得金額を８０万７０４
１円に更正したのであるから、２１年更正処分は、所得税法２２条２項及び７０条１項に違
反する。

（２） 争点２（理由附記の違法—所得税法１５５条２項本文違反）について

（被告の主張）

ア ２１年更正処分に理由附記は不要である。

所得税法１５５条２項かつこ書は、同法６９条ないし７１条の適用に誤りがあつたことの
みに基因する更正については、理由附記を不要とする。この趣旨は、青色申告書に係る更正
の場合であっても、不動産所得、事業所得及び山林所得の所得計算に関係がない事項につい
て更正をするときは、更正通知書に理由附記をしないこととし、制度の合理化を図るもので
ある。

２１年更正処分は、原告の事業所得（農業所得）の金額を更正したものではなく、所得税
法７０条１項所定の純損失の繰越控除の計算方法の誤りについて行われたものであるから、
所得税法１５５条２項かつこ書のとおり、理由附記は不要である。

イ 仮に２１年更正処分について理由附記が必要だとしても、２１年更正処分の理由附記
には不備はない。

２１年通知書の理由欄の記載からすれば、２１年更正処分における総所得金額が、２５条
２項２号ではなく、所得税法２２条２項に基づいて計算されたことが明らかであり、更正処
分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜を図るという理由附記制度の制度趣旨を充足してい
るから、２１年更正処分における理由附記には不備はない。

原告は、事実に対する法的評価の相違による更正処分の場合には、なぜそのような判断に至ったのかという原処分庁の判断過程を省略することなく具体的に記載する必要がある旨主張するが、法適用に関連して生ずる法の解釈の問題については、結論のみを示せば足り、結論に到達した理由ないし根拠を示す必要はない。

(原告の主張)

ア(ア) 21年更正処分における理由附記には、次の①ないし③の誤りがあるから、21年更正処分は、所得税法155条2項に違反する。

① 21年更正処分が、所得税法22条2項及び70条1項の解釈を誤っているため、その判断過程を記載した部分が全て誤りである。

② 21年更正処分は、第2回修正申告における25条2項に関する原告の解釈(法的見解)を否定したにもかかわらず、25条2項の被告の解釈(法的見解)について一切記載されていない。

③ 21年更正処分後の総所得金額が80万7041円であるにもかかわらず、「平成21年分の総所得金額は、2934万5346円であると認められ」る理由が一切記載されていない。

(イ) 被告は、法適用に関連して生ずる法解釈の問題については、結論のみを示せば足り、結論に到達した理由ないし根拠を示す必要はない旨主張するが、更正処分庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由附記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に理由が明示されなければ、法の要求する理由附記に欠ける。

イ 被告は、21年更正処分は所得税法155条2項かつこ書に定める理由附記の除外事由に該当する旨主張するが、21年更正処分は、翌期繰越損失額の計算上、25条2項を適用したことが違法として更正するものであり、所得税法155条1項1号には該当しないから、所得税法155条2項かつこ書の除外事由に該当しない。

(3) 争点3(国税通則法28条2項違反)について

(被告の主張)

21年通知書には、更正後の総所得金額が80万7041円と記載されているが、これは25条2項2号所定の計算の便宜のために、みなし総所得金額を記載したものであり、更正後の課税標準となる総所得金額を記載したものではない。21年通知書には、みなし総所得金額について、繰越控除前の80万7041円を記載した誤記はある。しかし、21年通知書の「この処分の理由」欄には、前年からの繰越損失額が519万2079円であること、平成21年分の総所得金額が2934万5346円であること、平成21年分の総所得金額から前年からの純損失の繰越損失額を全額控除する旨の記載があり、これを計算すれば(2934万5346円-519万2079円=2415万3267円)、課税標準となる所得税法70条1項適用による21年総所得金額が2415万3267円であることが明らかである。

したがって、21年通知書における課税標準となる21年総所得金額の記載に欠けるところはないから、21年更正処分は国税通則法28条2項に違反しない。

仮に、21年更正処分が形式的には国税通則法28条2項違反になる場合でも、21年通知書の「この処分の理由」欄には正しい総所得金額が一義的に明確になるだけの記載があるから、当該違反は、軽微な手続的瑕疵にすぎず、21年更正処分の取消事由となるものではない。

(原告の主張)

更正通知書には、その更正後の課税標準等及び税額等を記載しなければならないところ（国税通則法２８条２項）、更正後の総所得金額が８０万７０４１円でもないにも関わらず、２１年通知書には更正後の総所得金額が８０万７０４１円と記載されているから、２１年更正処分は国税通則法２８条２項に違反する。

国税通則法２８条２項は、単なる訓示規定ではないから、所得税法２２条２項及び７０条１項に違反する更正後の総所得金額を記載したことは軽微な手続的瑕疵とはいえず、２１年更正処分の取消事由になる。

(4) 争点４（２２年通知処分の取消事由の存否）について

（被告の主張）

前記(1)（被告の主張）のとおり、翌期繰越損失額は０円であり、これを前提に原告の平成２２年分の所得税額を計算すると８０１万３１００円となり、これは、原告の確定申告を下回るものではないから、原告の平成２２年分の確定申告を更正する理由はないから、更正すべき理由がないとした２２年通知処分には原告主張の違法はない。

（原告の主張）

２２年通知処分は、２１年更正処分が適法であることを前提にして成り立つものであるところ、２１年更正処分は、上記(1)ないし(3)（原告の主張）のとおり違法であるから、２２年通知処分も違法である。

第３ 当裁判所の判断

1 争点１（翌期繰越損失額の計算方法―租税特別措置法２５条２項違反等）について

(1) 租税特別措置法２条１項９号は、同法第二章（３条ないし４２条の３）における総所得金額について、所得税法２２条２項に規定する総所得金額をいうと定める。２５条２項は、同法第二章の規定であるから、同項所定の「当該年分の総所得金額」は、所得税法２２条２項にいう総所得金額（２２条課税標準所得額）であり、同法７０条１項若しくは２項（純損失の繰越控除）又は同法７１条１項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、２２条課税標準所得額は、その適用後の金額となる。

原告の平成２１年分の総所得金額は２９３４万５３４６円であるから、これから純損失の金額５１９万２０７９円を控除すると、平成２１年の２２条課税標準所得額は２４１５万３２６７円、翌期繰越損失額は０円となるから、これと同内容の２１年更正処分には誤りはない。

(2) ア 原告は、２５条２項は、課税標準である総所得金額及び納付すべき所得税額の計算につき特例を定める規定であり、２５条２項２号に従って課税標準である総所得金額が計算され、その過程で翌期繰越損失額も計算されるところ、２１年更正処分は、２５条２項２号に従って課税標準となる総所得金額を計算しなかった違法があると主張する。

しかしながら、上記(1)のとおり、２５条２項は、課税標準である総所得金額の特例を定める規定ではないから、その前提を欠いている。仮に原告の主張するように２５条２項が、課税標準である総所得金額及び納付すべき所得税額の計算につき特例を定める規定であるのであれば、同項柱書の「当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額」の「総所得金額」について、租税特別措置法２条１項９号の適用がない旨の規定が存在するはずであるが、そのような規定は存在しない。同項の「総所得金額に係る所得税の額は」との文言からは、所得税の額について例外を定め、総所得金額の定義については、変更を加えていないと解するほかない。

したがって、原告の上記主張は文理解釈上採用できない。

イ また、原告は、21年通知書に更正後の所得金額（総所得）として80万7041円と記載されたことについて、21年更正処分には、所得税法22条2項及び70条1項違反があると主張する。しかしながら、21年通知書の「この処分の理由」欄の記載に照らせば、21年更正処分は、原告の平成21年分の総所得金額2934万5346円から純損失の金額519万2079円を控除し、平成21年の22条課税標準所得額を算出したこと、80万7041円は繰越損失控除前のみなし総所得金額であることからすると、80万7041円が誤記であることは明らかである。21年更正処分自体は、所得税法22条2項及び70条1項を正しく適用して計算されたものであるから、この点に関する原告の上記主張は採用できない。

ウ 原告は、文理解釈上、25条2項は、狭義の所得税額の計算方法（所得税法89条ないし103条）については、特段の特例を規定しないから、25条2項は、広義の所得税額の計算方法（所得税法22条ないし103条）の特例を定めるものである、したがって、みなし総所得金額が、所得税法22条1項所定の総所得金額とみなされることは明らかであると主張する。

しかし、前記のとおり、25条2項は、課税標準となる総所得金額の計算方法の特例を定めるものではなく、22条課税標準所得額に係る所得税額の計算方法の特例を定めるものであることが文理解釈上明らかであるから、原告の上記主張は採用できない。

エ 原告は、25条2項2号は、みなし規定であるから、文理解釈上、25条2項2号所定の総所得金額が、所得税法等所定の総所得金額とみなされると主張する。

しかし、25条2項2号の総所得金額は、柱書の22条課税標準所得額に係る所得税の計算をする過程で用いられるものにすぎず、25条2項の文言、条文の位置付け、体裁から、みなし総所得金額をもって22条課税標準所得額とみなす旨の規定と解することはできないから、原告の主張は採用できない。

オ 原告は、租税特別措置法25条6項が、25条2項を選択した場合の所得税法120条1項1号の課税総所得金額について、25条2項のみなし総所得金額であることを前提としていると主張する。

しかし、租税特別措置法25条6項は、25条2項の適用を受ける場合の、所得税法120条1項3号に掲げる所得税の「計算について」の読替規定であることは文言上、明らかであり、原告の上記主張は前提を欠き、採用できない。

2 争点2（理由附記の違法—所得税法155条2項本文違反）について

証拠（甲3）及び弁論の全趣旨によれば、21年更正処分は、繰越控除前の平成21年分の総所得金額について、原告の申告をそのまま是認した上で、所得税法70条1項を適用し、平成21年分の総所得金額2934万5346円から純損失の繰越損失額519万2079円を控除して、平成21年の22条課税標準所得額（21年総所得金額）が2415万3267円、翌期繰越損失額が0円になることから、これと同旨の内容の更正をしたものであることが認められる。

そうすると、原告の第2回修正申告と21年更正処分は、所得税法70条1項に基づく純損失の繰越控除を、25条2項を適用した場合の総所得金額である80万7041円から行うか、25条2項を適用せず所得税法22条2項に基づき計算した2934万5346円から行うかという点において異なっているのであるから、21年更正処分は、所得税法70条の適用について

誤りがあったことに基因するといえる。

したがって、21年更正処分は、所得税法155条2項かつこ書の定める除外事由に該当し、所得税法155条2項本文に定める更正通知書における更正の理由の附記は不要であるから、21年更正処分の所得税法155条2項本文違反をいう原告の主張は採用できない。

3 争点3（国税通則法28条2項違反）について

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったときは、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する（国税通則法24条）。この更正は、税務署長が更正通知書を送達して行う要式行為であり、更正通知書には更正に係る更正前の課税標準等及び税額等と更正処分後の課税標準等及び税額等を記載しなければならない（国税通則法28条2項）。更正に係る更正前の課税標準等及び税額等と更正処分後の課税標準等及び税額等の記載は、更正通知書の必要的記載事項であり、当該記載を欠くときは、当該更正はその効果を生じないと解される。

これを21年更正処分についてみると、21年更正処分は、「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」について438万5038円から0円に更正するものであり、「総所得」については更正するものではない。このことは、21年通知書における「総所得」については、「更正前の額」欄及び更正をした場合の更正前後の差額を示す「増減差額」欄には何らの記載がないことから明らかである。

したがって、21年通知書には「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」については国税通則法28条2項に基づき更正前及び更正後の金額を記載する必要があるが、「総所得」については国税通則法28条2項に基づき更正前後の額を記載する必要はないところ、21年通知書には、前記前提事実(2)カ(ア)のとおり、「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」については、更正前の額438万5038円、更正後の額0円との記載があり、必要的記載事項に欠けるところはない。他方、21年通知書には「総所得」にかかる「更正後の額」欄に繰り越し損失控除前の総所得金額である80万7041円を記載した誤記があるものの、国税通則法28条2項に定める必要的記載事項ではなく、余事記載の部分であるから、この記載があることによって国税通則法28条2項に違反するということとはできない。

4 争点4（22年通知処分の取消事由の存否）

上記2のとおり、翌期繰越損失額は0円であり、これを前提に、平成22年分の所得税額を計算すると801万3100円となり、これは、原告の平成22年分の所得税に係る確定申告書における所得税額と同額であり、22年更正請求に基づき、22年通知処分を更正すべき理由はないから、22年更正請求に対して、更正すべき理由はないとした22年通知処分には違法はない。

5 小括

以上のとおりであるから、21年更正処分及び22年通知処分はいずれも適法であり、原告が主張するような取消原因となる瑕疵は存在しない。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して主文のとおり判決する。

裁判官 荒井 格

裁判官 岡 英美子